

第 35 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 5 月 1 0 日（月）9：45～10：05
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、野呂防災対策部長、安井戦略企画部長、高間総務部長、加太医療保健部長、中尾医療保健部理事、中山子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、山口地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、更屋農林水産部部長、島上雇用経済部部長、小見山観光局長、水野県土整備部部長、真弓県土整備部理事、田中デジタル社会推進局長、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、長崎病院事業庁長、島田警察本部警備第二課長、高野四日市港管理組合経営企画部長、伊藤四日市市危機管理室長、事務局

4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括監）

- ・これより第 35 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議を始める。
- ・今回の会議は、5 月 7 日の本部員会議後に発出された国からの通知に合わせた「三重県まん延防止等重点措置」の変更、県として取り組んでいく対策、三重県指針 ver. 11 について決定するため開催する。

事項 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1、新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について感染症対策部から説明をお願いします。

（中瀬感染症情報プロジェクトチーム担当課長）資料 1 に沿って説明

- ・スライド 2、県内患者発生状況について、新規感染者数は、3 月下旬以降、増加傾向であり、直近の 5 月 9 日の感染者数は 55 人となっている。
- ・スライド 3、モニタリング指標となっている人口 10 万人当たりの新規感染者数（1 週間）について、直近 1 週間で 16.0 人となっており、国が示す政府指標のステージⅢの指標である 15.0 人を超えている。なお、4 月 28 日には、これまでで最も高い 21.4 人を記録している。

- ・スライド4、医療圏別患者発生状況について、北勢圏域が高く、最近は中勢伊賀圏域が高くなってきている。両圏域で全体の約9割を占める。
- ・スライド5、人口10万人当たりの新規患者数について、北勢圏域が高い状況である。
- ・スライド6、年齢別の発生状況について、30歳未満で減少傾向、40代、70代が増加する傾向にある。特定の世代に偏らず、幅広い年齢層で発生している状況である。
- ・スライド7、感染経路等に関する状況について、感染経路不明率は25%前後で推移している。
- ・スライド8、感染経路の詳細について、県外由来は3月下旬から減少傾向にあったが、直近では増加傾向にあり、県外由来は週平均20件程度発生している。
- ・スライド9、感染経路の詳細について、家族、職場の割合が約6割を占める状況が継続しており、直近のゴールデンウィーク期間中(5/1~5/7)は、イベント参加・帰省などが報告されている。
- ・スライド10、PCR検査件数・陽性率について、検査は直近週で6,076件実施、陽性率は5.6%(346件)で高い状況である。
- ・スライド11、変異株陽性者発生状況について、3月下旬以降、変異株陽性者数が急増しており、4/26~5/2公表分の変異株陽性率は86%(保環研のみ)と高くなっている。
- ・スライド12、期間別累積感染者数推移について、第3波のグラフに比べ、第4波の方が、累積患者数が501人から1,000人に到達するまでのカーブが急になっており、日数も半分弱で到達している。1,000人を超えたあとは、1日当たりの新規感染者数は40名強のペースで推移している。
- ・スライド13、クラスター発生状況について、5月に入りすでに7件発生している。
- ・スライド14、入院等の状況について、5月9日現在で、病床占有率は59.2%で国が示す政府指標でステージⅣの指標を超えている。重症者用病床占有率も34.0%で過去最高となっている。
- ・スライド15、県モニタリング指標及び政府指標の状況は表のとおりである。

(日沖危機管理統括監)

- ・この説明について、質問等はあるか。
(質疑なし)

事項2 「三重県まん延防止等重点措置」の変更について

(日沖危機管理統括監)

- ・事項2、三重県まん延防止等重点措置の変更について、総合対策部から説明をお願いする。

(小西危機管理特命監) 資料2-1、2-2に沿って説明

- ・5月7日(金)本部員会議において決定した「三重県まん延防止等重点措置」の「3. 事業者の皆様へ」のうち、飲食店以外への営業時間短縮の協力要請について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から発出された5月7日付事務連絡にあわせ、措置内容を次のとおり変更する。
- ・「劇場等」「集会場等」「ホテル等」について、面積要件を追加し1,000㎡を超えるもののみを対象とする。
- ・上記1のうち、映画館については、上記面積要件を追加するとともに、営業時間の短縮について「20時まで」から、「21時まで」に変更する。
- ・「博物館等」について、図書館を対象外とする。
- ・「運動施設」「遊技場」のイベントの取扱いについて、テーマパーク、遊園地については、「イベント開催の場合は21時まで」とする対象に変更する。また、スポーツクラブ、ヨガスタジオについては「イベント開催の場合は21時まで」の対象外とする。

(日沖危機管理統括監)

- ・この説明について、質問等はあるか。
(質疑なし)

事項3 「三重県まん延防止等重点措置」にかかる県の対策について

(日沖危機管理統括監)

- ・事項3、「三重県まん延防止等重点措置」にかかる県の対策について、総合対策部から説明をお願いする。

(小西危機管理特命監) 資料3に沿って説明

- ・「三重県まん延防止等重点措置」として、次のとおり三重県が実施する対策をまとめた。
- ・医療提供体制に関して、「患者受け入れ病床の確保」、「後方支援病院等の確保」、「宿泊療養施設の充実」、「入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ」に取り組む。
- ・ワクチン接種体制の整備に取り組む。
- ・まん延防止として、「検査体制の強化」、「社会的検査の実施」、「クラスター発生時の早期介入」、「変異株スクリーニング検査」、「事業者への周知徹底」、「外

国人住民への周知・啓発及び多言語支援」に取り組む。

- ・事業者支援として、「まん延防止等重点措置適用の影響に対する支援等」、「飲食店などの感染防止対策の確認・安心利用のための認証制度の創設」、「更なる感染防止対策に取り組む事業者への支援」、「中小企業・小規模事業者の事業継続・業態転換への支援」、「経済活動の回復に向けた支援」に取り組む。

(日沖危機管理統括監)

- ・この説明について、質問等はあるか。

(質疑なし)

事項4 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 11」 について

(日沖危機管理統括監)

- ・事項4、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 11」について、総合対策部から説明をお願いする。

(小西危機管理特命監) 資料4に沿って説明

- ・現在、病床占有率は50%を大きく超え、重症用病床占有率も20%を超える危機的な状況が続く中、5月7日に「まん延防止等重点措置」の本県への適用が決定されたことを受け、緊急的に取り組むべき対策である「三重県まん延防止等重点措置」を取りまとめたところであるが、併せて、基本的な感染防止対策を継続的にお願いするものである「三重県指針」をver. 11に改定する。
- ・適用期間は、「三重県まん延防止等重点措置」の期限と合わせ、令和3年5月10日(月)から5月31日(月)までとする。
- ・変更点について、資料に下線を引いてある。
- ・感染力が強く、重症化しやすいとされている変異株への置き換わりが進む中においては、三つの密の場面だけでなく、2つ、あるいは1つだけの密の要素だけでも、感染リスクがあることを記載。
- ・イベントの開催制限等については、国の通知に合わせ、期限を令和3年6月30日までとした。
- ・モニタリング指標について、政府分科会により政府指標の見直しがあったため更新した。県指標については変更はない。

(日沖危機管理統括監)

- ・この説明について、質問等はあるか。

(質疑なし)

- ・それでは、事項2から4までの内容について、資料のとおり決定する。

事項5 各部からの報告事項

(日沖危機管理統括監)

- ・事項5、各部からの報告事項について、報告事項のある部局は願います。

(医療保健部中尾理事) 資料3により報告

- ・患者受け入れ病床の確保について、新たに重症者用病床8床増を含め45床増の437床の病床を確保できる見込みとなったが、これは医療機関の多大な尽力とご協力によるものであることを報告する。
- ・集団感染等のリスクが高い高齢者施設や障がい者施設を対象とした社会的検査については、今週中から速やかに実施する。
- ・変異株検査の補足として、国立感染症研究所から変異株のゲノム解析検査機器(次世代シーケンサー)が貸与されるが、正式なゲノム解析は、これまでどおり国立感染症研究所が行う。県保健環境研究所では貸与された機器を活用し、解析体制の構築に向けて取り組む。

(環境生活部岡村部長)

- ・言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民の方々に対しては、情報がしつかりと伝わるよう、多文化共生に関わる県内12の市民団体に啓発チラシを送付し、ホームページやSNSでの情報発信を依頼するほか、引き続きこれら市民団体等と連携し、団体が持つ知見やネットワークを活用して啓発を実施する。なお、市町や市民団体との双方向の情報共有に留意し、伝えるべき情報を的確に提供する。
- ・外国人を雇用する県内企業約270社に対し、やさしい日本語や多言語での啓発チラシを送付し、外国人労働者への周知を依頼する。
- ・名古屋出入国在留管理局とも連携・情報共有し、一人でも多くの外国人住民に情報が届くよう、啓発を強化する。

(雇用経済部島上部長)

- ・本日、三重労働局に対して、三重県まん延防止等重点措置を踏まえた、事業所における新型コロナウイルス感染症防止対策の強化に関する要請を行う。

(県土整備部水野部長)

- ・道路情報盤等による注意喚起について、昨日から国と連携して開始した。
- ・また、特に人が集まる御殿場海岸などの海岸、河川敷、公園についても、本日

より、パトロールを強化して、土日を中心に昨年も実施したスピーカーによる呼びかけなどを行っていく。

- ・状況が改善しない場合については、駐車場の閉鎖なども含めて、さらなる強い措置についても、市町と連携して検討していく。

(教育委員会木平教育長)

- ・県立学校の対応について、4月の緊急警戒宣言を受け、県立学校の感染症対策ガイドラインに沿って、近距離で活動するグループワークや実験、調理実習などの活動を控え、部活動も自校内での練習としております。
- ・今回のまん延防止等重点措置を踏まえ、教育活動、修学旅行、学校施設の開放などの対応内容について、本日、文書で改めて通知をする。
- ・安全対策を徹底しながら、教育活動をできる限り継続できるよう取り組んでいき、市町教育委員会に対しても、県立学校の対応を参考に周知する。

(国体・全国障害者スポーツ大会局辻局長)

- ・三重とこわか大会リハーサル大会について、4月の緊急警戒宣言を受け、5月開催分を中止としたが、今回、まん延防止等重点措置が適用されたことを受け、6月開催分についても中止することとする。

事項6 知事指示事項

(日沖危機管理統括官)

- ・それでは次に知事から指示事項をお願いする。

(鈴木知事)

- ・まん延防止等重点措置の適用で、県民の皆さんに様々なお願いをするにあたって、県としてどのように汗をかいていくか、そのことを中心に各部で対策をまとめてもらった。
- ・各部においては、この対策を徹底して実行し、県民の皆さんとともに、この期間で感染を何としても抑え込んでいく決意で取り組んでもらいたい。
- ・確認だが、先ほど辻局長から、三重とこわか大会リハーサル大会の中止について報告があったが、本大会への影響はないということによいか。

(辻局長：影響はない)

(鈴木知事)

- ・それでは、9点指示事項を申し上げる。
- ・1点目、7日に発出した「三重県まん延防止等重点措置」のうち、飲食店以外の施設に対する営業時間短縮要請については、国からの通知にあわせ何点か

変更があったことから、該当する施設に対しては、漏れのないよう確実に周知するとともに、既に営業時間短縮要請に協力いただいている施設については丁寧に対応すること。

- 2点目、医療提供体制の強化として、受入れ病床を新たに確保し、介護老人保健施設での受入体制を整備するとともに、宿泊療養施設の増強を行ったところである。さらなる病床確保や地域単位での後方支援病院の確保に向けて、医療機関等との連携を緊密にし、早期に調整を図ること。また、新たな宿泊療養施設についても、5月中に運用開始できるよう着実に進めること。
- 3点目、ワクチンの高齢者向け接種について、7月末までの完了をめざし、接種を速やかに進めるため、市町や関係団体等と緊密に連携し、接種に協力していただける医療従事者の確保や県が関与する形での接種体制整備等の追加的な対策について、あらゆる視点から速やかに検討すること。
- 4点目、集団感染が生じた場合にリスクが高い高齢者施設、障がい者施設への社会的検査を早期に集中的に実施すること。
- 5点目、変異株に的確に対応するため、引き続き、陽性を確認した検体すべてについて変異株のスクリーニング検査を着実に実施すること。
- 6点目、「三重県まん延防止等重点措置」の影響を受ける事業者の皆様への支援策については、周知不足により支援を受けられなかったということのないよう、市町、商工団体、業界団体や金融機関など関係部局の持つあらゆるネットワークを活用して、国の支援策も含めて速やかに周知するとともに、事業者からの相談には丁寧に対応すること。
- 7点目、全国的な緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の延長、この度の「三重県まん延防止等重点措置」によって、県内の事業者はさらに売上の減少など厳しい経営状況に置かれている。このような中、経営課題の解決や業態転換に伴う事業継続などに取り組む事業者に対しては、丁寧に寄り添い、事業者の取組段階に応じた効果的かつきめ細かな支援を実施すること。
- 8点目、経済活動の回復に向けては、感染状況が落ち着いて以降、早期に着手することが大切であることから、遅れることのないよう事前に準備を進めておくこと。
- 9点目、感染された方やその家族、医療従事者などが、不当な差別や偏見、いじめを受けることは決してあってはならない。引き続きあらゆる機会を活用し、呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。また、シトラスリボンプロジェクトの趣旨に多くの県民の皆様にご賛同いただき、取組の輪が広がるよう啓発に努めること。

(日沖危機管理統括監)

- ・各部局において、指示事項に基づいた適切な対応を行うこと。
- ・以上で第35回新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議を終了する。